

岡山市社会福祉協議会 切山基金
令和7年度「地域をつなぐ活動」支援助成金 実施要領

1. 目的

少子高齢化や人口減少、単身世帯の増加などの社会の変化に伴い、ヤングケアラー、ダブルケア、8050 問題などの生活課題はより複雑化・複合化してきている。これらの福祉課題を解決するための活動に取り組む団体を応援することを目的に実施する。

2. 対象団体

前項の目的にある地域の福祉課題解決に取り組む、以下の条件をすべて満たす団体。

- ① 町内会、ボランティアグループ、法人格を有しない社会福祉活動を実施する団体。
※法人格を有していても岡山市社会福祉協議会の子どもの居場所に登録している団体は対象とする。
- ② 岡山市内に拠点を置き、岡山市内において活動している団体。
- ③ 団体の規約または会則を有していること。
- ④ 政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体。
- ⑤ 反社会的勢力及び反社会的勢力と関わりがある団体でないこと。
- ⑥ 団体としての活動を定期的・継続的に実施していること。
- ⑦ 本会が実施する他助成金の対象活動でないこと。

3. 助成対象活動

助成対象期間中に3回以上活動を実施し、以下の条件をすべて満たす活動。

- ・参加者を限定しない活動を対象とする。しかし、実施の都合上、参加者を申込・予約としている場合でも、可能な範囲で相談援助に対応すること。
- ・高齢者、障害者、世代を問わず、社会的な孤立を防ぎ、地域のつながりをつくる活動（居場所づくり、訪問活動、交流活動、相談支援等）。または、困難を抱える子どもや若者、子育て家庭を支援する活動（子ども食堂、学習支援、相談支援等）。

4. 助成額

助成額は、1団体につき10万円を上限とする。

※1団体1回のみ申込みとする。

5. 助成対象経費

助成対象経費については、助成対象事業を実施するために必要な経費で、他の助成金や利用料等で賄えない経費とする。詳細は別紙：令和7年度 岡山市社会福祉協議会 切山基金「地域をつなぐ活動」支援助成金 対象経費一覧表へ記載することとする。

6. 申請方法。以下の①～④をそろえて提出すること。

- ① 申請書（様式1）
- ② 規約もしくは会則
- ③ 活動状況がわかるもの（写真・チラシ・パンフレット等）
- ④ 振込先口座の通帳の写し（申請団体名、口座番号のわかるページ）

※提出先は企画広報・ボランティア課とし、持参、郵送での提出とする。

7. 助成金の審査及び決定

助成金の審査は会長、常務理事、事務局長及び各課長をもって組織する。

助成金額は、事業内容等を勘案し、本会の予算の範囲内で決定する。

書類申込期限は、下記の日程とする。

可否は審査会により決定し、審査結果については、後日書面にて通知する。なお、審査内容等については開示しない。

- ・ 1回目 書類申込期限：令和7年5月30日（金）（必着）とし、翌月に審査を実施する。
※令和7年7月～令和8年3月末までの活動に対する助成金とする。
- ・ 2回目 書類申込期限：令和7年8月29日（金）（必着）とし、翌月に審査を実施する。
※令和7年10月～令和8年3月末までの活動に対する助成金とする。

8. 助成明示

印刷物には、「この事業は、岡山市社会福祉協議会 切山基金の助成を受けて実施しています。」と明示すること。また、報告時に明示した資料を添付すること。

9. 事業報告

助成事業が完了後、2週間以内に以下の①～③の書類を提出すること。

- ① 実施報告書（様式2）
- ② 領収書の写し（対象経費のみの領収書とする。）
※対象経費以外のものと混ざっている領収書は認めない。また、領収書の写しが無い経費も認めない。
- ③ 事業実施が確認できる資料（写真、チラシ等）。
※なお、助成事業の内容が変更となり余剰金が生じた場合は、速やかに返還届（様式3）を提出し、助成金を返納すること。また、虚偽の申請、助成金の目的外使用、未執行についても同様とする。

10. その他

本助成は、岡山市社会福祉協議会切山基金を活用して実施する。

本事業は、岡山市社会福祉協議会切山基金規程に準拠する。

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

本要領は、本年度（令和7年度）のみとする。

《岡山市社会福祉協議会切山基金について》

故切山須美子様からの遺言に基づき、岡山市社会福祉協議会が切山基金を運用しています。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領の施行により、令和6年4月1日から施行の岡山市社会福祉協議会 切山基金「地域をつなぐ活動」支援助成金 実施要領は廃止する。